

郵送及び代理人手続の開始



- 申請手続等の『一部』で郵送及び代理人による手続が可能になります。
- 郵送及び代理人による手続が可能なものや手続方法は次の通りです。

郵送及び代理人手続が可能な申請等

- 猟銃等講習会の受講申込み
- 猟銃用火薬類等の譲受けの許可申請(教習資格者のみ)
- 技能講習の受講申込み(事前に予約票提出の必要あり)
- 講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請



郵送及び代理人による受領が可能なもの

- 技能講習修了証明書
- 講習修了証明書の書換・再交付した証明書
- 教習資格認定証の書換・再交付した認定証
- 技能講習修了証明書の書換・再交付した証明書
- 教習資格認定証
- 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲受許可証
- 猟銃・空気銃所持許可証(新規申請のみ)



注意事項

- 各申請には、これまでどおりの手数料がかかりますし、郵送代金も全て申請者の負担となります。
代理人による手続等には、委任状の提出が必要となります。また代理人本人であることを確認するための書類(運転免許証等)を持参して下さい。
- 一部の申請には、『三重県収入証紙及び納付書』を同封していただくこととなりますので、金額に誤りがないよう十分ご注意ください。
- 三重県証紙を貼付する『手数料納付書』を含め、各種申請用紙用書類は県警ホームページでダウンロードできます。
- 不明な点がありましたら、最寄りの警察署へご連絡ください。

三 重 県 警 察 本 部

